

平成29年第3回北本市議会定例会請願文書表

受理番号	議請第4号
受理年月日	平成29年8月21日
件名	議会の権威を取り戻すことを求める請願
請願者の住所 及び氏名	住民自治を進める市民の会 竹村 元宏 他43人
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	工藤日出夫

【請願趣旨】

平成29年6月22日に北本市議会は、平成29年第2回北本市議会定例会において市長提案の「議案第37号 北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について」を審議し、賛成9反対10の結果により否決しました。

平成29年7月12日に北本市議会は、平成29年第2回北本市臨時議会を開催し、市長提案の「議案第57号 北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について」を審議し、賛成10反対9で過半数の賛成となりました。

議案第37号と議案第57号は、上記のように同じ名前の議案であり、北本市営駐車場設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。「第2条の表北本市「北本1丁目47番地」を「北本市北本1丁目10番地に改める」という主要部分は全く共通です。それ以外の記述は、議案第57号では、別表にある上記北本1丁目10番地に作る駐車場の構造に関する3行の文章、附則の条例の施行日があるのみです。つまり議案第37号と議案第57号の提案の目的及び内容は、限りなく同一と言えます。

このような同一の内容の審議には「一事不再議」の原則があり、一度議決された案件は状況が変わらない間は、再び審議を行わないとされています。

また、否決された議決について、再度審議に付することができる議決は、当該議決が効力を生ずることについて又はその執行に関して異議若しくは支障のある議決を言うのであって、否決されたものについては効力又は執行上の問題は生じないので、再度審議する対象にはならないとされています。（行政実例昭和26年10月12日地自行発319号）。したがって7月12日の議会に、否決案件が再提案されたことは審議の対象にならない議案が審議されたのであって、臨時議会の有効性について疑問を持たざるを得ません。

一方、地方自治法での再議については、下記のように規定しています。

「地方自治法 第176条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から十日以内に理由を示してこれを再

議に付することができる。」

ここでいう再議とは、議会の議決を再度議することを言っておりますが、となれば地方公共団体の長は、議会の議決について10日を過ぎて再議に付することは出来ないこととなります。従って臨時議会での再議の提案は不可能であり、地方自治法の定めから7月12日の議決は無効となるのではないかと考えます。この定めは10日を過ぎた後も延々と再議が行われ、提案の議決が遅れて社会不安を生ずることのないようにとの配慮であろうと推察いたします。

また、「地方自治法 第176条の3 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。」とされており、条例の改正についての再議の議決は3分の2以上の同意が必要です。

私が思うに、地方公共団体の長の再議の要求が10日以内の場合は、この条項が適用されますが、もし10日を過ぎた後の再議が可能であれば、この条項は適用されなくなり、再議の結果が過半数以上の者の同意で可決となれば、再議の結果には時間差による著しい不平等が生ずることとなります。この状態は、まさに7月12日の臨時議会の状態であります。以上の理由から、7月12日の臨時議会の再議は無効であると思料いたします。

余談であります。私は本年7月12日の臨時議会での北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についての議決に疑問を抱き、ホームページや書籍により調査いたしましたが、上記臨時議会と同様な事態の判例は見出せませんでした。従って以上は私の考えによるもので上記判断について100%の確信がある訳ではありません。しかし本件に関する疑問は私ばかりではなく、多くの朋輩らも同様の疑問を持っておりますので、議会が適切な判断を示すことを期待いたします。

【請願事項】

- 1 議会は、平成29年7月12日の臨時議会での北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正については、平成29年第2回定例会での否決の状態に戻すこと。